

平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定に伴う関係告示の 一部改正等についてのパブリックコメント

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課あて 2018 年 3 月 1 日提出

9. 就労系サービス

(4) 就労継続支援B型

①平均工賃額に応じた基本報酬の評価

- ・「利用者に支払う工賃の水準が向上するために必要な支援を行うことが重要であることから、事業所が障害者に支払う平均工賃額に応じた基本報酬とする。」について

(コメント)

就労継続支援B型を利用する方は、一般企業や就労継続支援A型事業所と雇用契約を結んで働くことが、生産能力や労働耐性等の何らかの理由により、難しいとされた障害のある人達です。

重度の障害がある人たちの中には、たとえ生産性が上がらなくとも働くことで社会的役割を果たし、自己肯定感や自己有用感を持つ方がたくさんいます。

重度の障害を持つ利用者が多いB型作業所になるほど、作業収入は上がらず、多くの支援を必要としますが、今般の「平均工賃額に応じた基本報酬の評価」を導入することにより、労働生産性の低い障害者を多く支援するB型事業所の運営を困難にさせ、重度障害者が単に生産性が低いという理由だけでB型作業所から生活介護事業所への移行を勧められる可能性も含んでいます。

就労継続支援B型事業所の地域性や利用者の特性を考慮して、単に労働生産性が低いという理由だけで重度の障害者が就労継続支援B型事業所から排除されることの無いよう、平均工賃額に応じた基本報酬の評価の導入については見直しをお願いします。

10 相談系サービスについて

- ・一点目の、モニタリングの標準期間を支援の必要性の観点から見直すことは評価できません。
- ・二点目の、毎月のサービス利用状況をサービス提供事業者から相談支援事業者に報告することについては、これにより「必要に応じた支援」を実施した場合は当該月もモニタリング月として報酬を請求できることを明確にしてください。